



1 新型交付税措置と美祿市の現状について

Q 地方交付税とは、必要な住民サービスが、できる限り公平に標準的な行政サービスを自治体ができるようにすることを目的にして設置されているものです。これを一層わかりやすいように簡素化させることが必要だということで新型交付税が導入をされています。導入後の美祿市の状況についてお尋ねします。

A 市長答弁

平成18年度の交付税算定額を基準といたしまして、新型交付税導入によります影響額の試算をいたしましたところ従前の交付税体系と新しい交付税体系では、5,500万円程度の減額になる結果が出ております。

なお、平成19年度以降については、算定において対比できる基準がないため、影響額

の試算は困難な状況にありま

す。新型交付税導入によります本市の財政は厳しさを増したと考えられておりますけれども、住民サービスの低下を招くことのないよう、平成21年度予算の編成をいたしたところでございます。

2 指定管理者制度に対する指導管理のあり方について

Q 指定管理者の報告義務という点ですが、年度末の報告だけ義務づけられているのですが、これでは、これからますます複雑になってくる指定管理者の業務が、おろそかになる点が心配される。市の管理も不十分になるのではないかと思えます。今後、民間の事業所がかわってくるものが多くなり、管理する側とされる側が、より一層業務が円滑に進むための管理体制についてお尋ねします。

A 市長答弁

指定管理者につきましては、現在、市が制定をしております。美祿市指定管理者制度導

入にかかわるガイドライン」に基づきまして、指定管理者の指定・運営について定めておりますけれども、各施設の性質や目的が多岐にわたっておりますので、このガイドラインの内容につきましても、性質や目的に応じた整理・見直しをはかりまして、指定管理者の指定について、さらに推進してまいりたいというふうに考えております。

指定管理者の年に一度の報告につきましても、回数を増やすなど、市と指定管理者との連携を密にいたしまして、制度の趣旨に基づく運営になっているかどうか検証してまいる所存でございます。

3 公共事業と指名制度の現状と監理課の果たす役割について

Q 新美祿市になって監理課が設置されています。その果たす役割が非常に重要になってきていると思えます。公共事業の指名制度の現状と監理課の果たす役割についてお尋ねします。

A 市長答弁
指名制度の現状であります

けれども、地方自治法では公共事業の契約について一般競争入札、指名競争入札、随意契約が示されており、それぞれ長所、短所がございますけれども、本市におきましては、ほとんどの工事において信頼できる業者選定が可能なおから、一定の競争性が保たれるということもありません。

また、入札事務が簡素であるということ、などの利点を持っている指名競争入札方式で施工業者を決定しているところですが、この監理課は新市発足に伴いまして新たに創設された課であり、各課の工事にかかる指名審査、入札及び工事検査を一元的に行い、指名審査や入札手続におきまして、より透明性を高めることを目的としています。

公共工事の入札等に関しましては、市民の疑惑を招くことのないよう、公正、公平な指名競争入札でなければならず、そのためには、入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性の確保など、公共工事が適正に施工されるよう、今後とも努力していかなければならないと考えております。



1 道路網の整備・改良について

Q 新市の一体性の確保に配慮しながら、改良計画が立てられておりますが、県道銭屋美祿線の整備事業、嘉万秋吉間の瀬戸地区の歩道整備事業の促進についてお尋ねします。

A 市長答弁

県道銭屋美祿線道路整備事業については、地元の要望を受けまして、美祿土木事務所、秋芳町別府大日から流田間において用地買収及び工事に着手をされたところで

す。瀬戸地区の歩道整備事業に係る件ですが、この間の歩道設置については、緊急道路整備事業において設置工事を実施しております。また、この間にかかる平野橋への歩道橋設置の詳細設計が完了したと

のことです。生活環境に直接影響ある道

路維持的な内容についても、限られた予算で最大限の効果が上がるよう努めてまいりたいと考えております。

2 秋吉台科学博物館の改築について

Q 秋吉台科学博物館は昭和34年に開館し、現在、老朽化しているため機能を十分に果たすことができなくなっています。

については、新市として改築し、学術観光の拠点としての整備についてお尋ねします。

また、秋吉台科学博物館の果たしている役割や歴史民俗資料館、化石館等との関わりにおいてこれからの活動のあり方についてお尋ねします。

A 市長答弁

新美祢市としての秋吉台科学博物館の位置付けや、施設との機能分担を明らかにする必要があるということで、場合によっては求められる機能に応じた整備が必要になることも視野に入れております。策定予定の観光振興計画の中でも、博物館の位置付けや機

能を盛り込むべく内外に周知を求め議論をしてみたいと考えています。

A 教育長答弁

博物館の果たしている役割についてですが、近年の博物館の活動方向といたしましては、実際に現地に出向き、野外活動を通じて学習するというようなフィールドミュージアムとしてのあり方が求められてきております。秋吉台科学博物館でも現地で研修をするといったような生きた活動が展開されておりまして、博物館資料の有効活用が図られているところであります。

今後秋吉台という貴重な文化財を保護し、カルスト台地の雄大な資源を最大限に生かした活動を展開すべく努力していきたいと考えています。

3 新学習指導要領の一部前倒し実施に対する対応について

Q 小・中学校では2009年度から新しい学習指導要領の一部が前倒しで実施されることになっております。この教育課程実施に当たって、教育委員会としての

対応についてお尋ねします。また、交流学習や小学校の英語指導に対する予算措置についてお尋ねします。また、児童・生徒の学力向上の取り組みについてお尋ねします。

A 教育長答弁

交流学習につきましては、複式学級を有する小規模校の小学校において、中学校校区の小学校が年3回以上、授業を中心とした交流学習を本市独自に行っております。来年度は、各学年6回実施し、授業の充実を図ることとしております。

次に小学校の英語指導にかかわる指導者の確保についてであります。市独自による小学校英語活動推進事業に取り組み、各小学校への外国人非常勤講師の派遣、英語活動年間指導計画の作成等について実施し、教員の資質向上を図っております。来年度におきまして、同様な予算措置により英語活動における教員の指導力の向上を図ることとしており、全面実施に対して円滑に実施できるものと考えております。

最後に学力向上対策についてであります。学力向上は、児童・生徒の基本的な生活習慣の改善、体験活動への積極的な参加など、総合的な視点から取り組むことが重要であると考えております。今回の指導要領の改訂によりまして、各学校の教育課程がバランスの取れた編成や、全面实施までスムーズに移行できますよう教育委員会といたしましては、各学校を十分支援してまいりたいと考えております。

4 教職員の人事交流について

Q 本年度から県の教育庁の出先機関であります教育事務所が完全に廃止されます。これに伴い指導や人事面で市が分担することになり、様々な課題が生ずるのではないかと考えられます。新市の一体感に向け人事交流についてお尋ねします。

A 教育長答弁

今年度から県教育庁義務教育課内に地域支援人事班等が設置され、美祢市教育委員会担当者が配置されており市内

小・中学校への訪問指導ができる体制となっており県教育委員会との綿密な連携を図られていると考えております。

教職員の人事交流につきましては、本年度から旧1市2町間の人事が新美祢市として統一して対応できることとなり、教職員及び地域教育委員会が小・中学校の児童・生徒の教育に一体となって取り組む機運となるような人事異動に努めてまいりたいと考えております。

三好睦子議員



1 国民健康保険税の引き下げについて

Q 国保の加入者は中小企業や農業などの自営の方、そして失業、廃業などで収入の少ない方、そして国民年金などの受給の高齢者の方などが多く加入されています。加入世帯にとつて、国保税が高すぎるということ